

## 「細則 2-15 条件付自動型 A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準」の解説

条件付自動型 A I システムは、セルフ給油取扱所において予め設定した環境条件等を満たす場合にのみ、給油または注油の許可を判断し、危険物の供給開始または停止を自動で行う A I システムです。令和 6 年国通知により、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、条件付自動 A I システムの導入に向けた実証実験の実施の要件及び手続きの運用が示されました。

当該通知を受け、条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所は、保安管理等の基準である細則 2-15 を定める必要があります。

### 関係通知：【令和 6. 3. 29 消防危 75】

細則 2-15 条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
------------	--

#### 第 1 総則

当所の条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験に伴う保安管理等は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験に伴う保安管理等の基準」に基づき行うものとする。

#### 第 2 条件付自動型 A I システムの導入に向けた実証実験に伴う保安管理等の基準

- 1 実証実験は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の事業者が定める実証実験の実施要領に基づき実施すること。また、次のいずれかに該当するに至った場合は、実証実験を停止し、再開時は事前にその旨を管轄消防署に連絡するものとする。
  - (1) 実証実験の実施要領と異なる方法等で実証実験が行われていると認められるとき。
  - (2) 条件付自動型 A I システムを構成する設備若しくは機器の故障、システム障害又は通信障害が発生し、条件付自動型 A I システムが正常に機能しない状況が発生したと認められるとき。
  - (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で事故等が発生し、安全が確保されないと認められるとき。
- 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の環境条件が条件付自動型 A I システムの利用範囲内（天候、視界等）にあるときのみ、条件付自動型 A I システムによる給油許可監視を行い、当該範囲外となった場合には、直ちに条件付自動型 A I システムによる給油許可監視を停止するものとする。
- 3 実証レーンを標示等により明示するとともに、A I システムによる給油許可監視の実証実験を行っている旨を顧客へ周知すること。また、静電気の除去等に係る必要な保安上の注意喚起を行うものとする。
- 4 危険物保安監督者及び従業員に対し、実証実験で用いる条件付自動型 A I システムの仕様、機能及び利用方法に関して周知するものとする。
- 5 条件付自動型 A I システムの作動状況の監視及び実証レーンにおける給油許可監視を行う甲種又は乙種の危険物取扱者を配置するとともに、すべての実証レーンについて、次に掲げる対応が確実に行える体制を確保するものとする。
  - (1) 条件付自動型 A I システムからの交代要求がなされた場合に、直ちに甲種又は乙種の危険物取扱者が給油許可監視を引き継ぎ、甲種又は乙種の危険物取扱者が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うものとする。

「条件付自動型 A I システム」とは、「セルフ給油取扱所において予め設定した環境条件等を満たす場合にのみ、給油または注油の許可を判断し、危険物の供給開始または停止を自動で行う A I システム」のことです。

既存のセルフ給油取扱所で、条件付自動型 A I システムの実証実験のために新たに監視カメラ等の機器やソフトウェアを設置する場合は、管轄消防署に変更許可申請が必要になります。

交代要求とは、実証実験に用いる条件付自動型 A I システムが、給油又は注油の許可を行わず警報発報等を行うことであり、次に掲げる場合に、交代要求が行われるように設定される必要があります。

- ・セルフ給油取扱所または実証レーンの状況が予め設定した環境条件の範囲外となった場合
- ・A I システムを構成する設備または機器の故障、システム障害または通信障害が発生した場合
- ・顧客による給油または注油に係る作業について、給油ノズル等の給油口等への挿入や、車両の適切な位置への停車、容器が適正な位置にあることを検知できなくなった場合
- ・顧客の給油作業中に給油ノズルが自動車等の給油口に挿入された状態で顧客が給油口から離れた場合
- ・給油作業中の実証レーン付近に複数の顧客が立ち入った場合

- (2) 条件付自動型A Iシステムが自動停止した場合に、甲種又は乙種の危険物取扱者が安全を確認の上、条件付自動型A Iシステムによる給油許可監視の再開に係る判断を行うこと。
  - (3) 条件付自動型A Iシステムが適正に作動しなかった場合に、甲種又は乙種の危険物取扱者が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うこと。
  - (4) 実証レーンにおいて事故等が発生した場合に、甲種又は乙種の危険物取扱者が直ちに危険物の供給の緊急停止その他の応急対応を行うこと。
  - (5) 可搬式の制御機器を用いる場合、当該制御機器の使用は当該顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所内で行うものとし、顧客からの呼び出し等があった場合は直ちに甲種又は乙種の危険物取扱者が対応し、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- 6 実証実験で用いる条件付自動型A Iシステムに係る設備及びソフトウェアの適切な保守管理（電源及び通信環境の確保を含む。）を徹底すること。
- 7 条件付自動型A Iシステムの作動状況等に係る記録の保存データを適切に管理すること。
- 8 条件付自動型A Iシステムから**情報提供型A Iシステム**へ切替えた場合は、次に掲げる対応が確実に実行される体制を確保すること。
- (1) 必ず甲種又は乙種の危険物取扱者が給油の許可及び監視を実施する体制を確保するものとする。
  - (2) 情報提供型A Iシステムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、A Iによる監視の事実を周知するものとする。
  - (3) 情報提供型A Iシステムが正常な情報を甲種又は乙種の危険物取扱者に提供できない状況にあるときは、甲種又は乙種の危険物取扱者がその状態を認識し、直ちにA Iシステムの使用を停止できる体制を確保するものとする。

9 その他

「**情報提供型A Iシステム**」とは、「**セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するA Iシステム**」のことです。

なお、本細則を定めたセルフ給油取扱所は、「**細則2-12 情報提供型A Iシステムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準**」について定める必要はありません。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。